

四日市市消防関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第26号

四日市市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市消防関係手数料条例（平成12年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1（第2条関係）		
区分	金額	
（略）		
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		
（1）から（2）まで （略）		
（3）準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	570,000 0円	
（4）特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければ	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千kℓ以上5千kℓ未満のもの	880,000 0円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千kℓ以上1万kℓ未満のもの	1,070,000 00円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kℓ以上5万kℓ未満のもの	1,200,000 00円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万kℓ以上10万kℓ未満のもの	1,520,000 00円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万kℓ以上20万kℓ未満のもの	1,780,000 00円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万kℓ以上30万kℓ未満のもの	4,070,000 00円
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万kℓ以上40万kℓ未満のもの	5,340,000 00円

<p>ならない特定屋外タンク貯蔵所（この項の（5）において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外タンク貯蔵所（この項の（5）において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p>	<p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k<sub>t</sub>以上のもの</p>	<p><u>6,490,000</u>円</p>
<p>(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定</p>	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1千k<sub>t</sub>以上5千k<sub>t</sub>未満のもの</p>	<p><u>1,180,000</u>円</p>
	<p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5千k<sub>t</sub>以上1万k<sub>t</sub>未満のもの</p>	<p><u>1,410,000</u>円</p>

屋外タンク貯蔵所	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kℓ以上5万kℓ未満のもの	<u>1,580,000</u> 円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万kℓ以上10万kℓ未満のもの	<u>1,940,000</u> 円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万kℓ以上20万kℓ未満のもの	<u>2,260,000</u> 円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万kℓ以上30万kℓ未満のもの	<u>4,550,000</u> 円
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万kℓ以上40万kℓ未満のもの	<u>5,820,000</u> 円
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万kℓ以上のもの	<u>7,070,000</u> 円
	(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万kℓ未満のもの
イ 危険物の貯蔵最大数量が40万kℓ以上50万kℓ未満のもの		<u>7,470,000</u> 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万kℓ以上のもの		<u>10,900,000</u> 円
(7)から(12)まで (略)		
(略)		
15 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査		
(1)から(2)まで (略)		
(3) 基礎・地盤検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千kℓ以上5千kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>420,000</u> 円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千kℓ以上1万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>560,000</u> 円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kℓ以上5万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>730,000</u> 円

	ンク貯蔵所	
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万kℓ以上10万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>960,000</u> 0円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万kℓ以上20万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,090,000</u> 0円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万kℓ以上30万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,660,000</u> 0円
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万kℓ以上40万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,900,000</u> 0円
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万kℓ以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>2,120,000</u> 0円
(4) 溶接部検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千kℓ以上5千kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>530,000</u> 0円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千kℓ以上1万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>680,000</u> 0円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kℓ以上5万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,030,000</u> 0円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万kℓ以上10万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,410,000</u> 0円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万kℓ以上20万kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,780,000</u> 0円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万	<u>3,430,000</u>

	<p>k ℓ 以上 30 万 k ℓ 未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p><u>00円</u></p>
	<p>キ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万 k ℓ 以上 40 万 k ℓ 未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p><u>4,190,000円</u></p>
	<p>ク 危険物の貯蔵最大数量が 40 万 k ℓ 以上の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p><u>4,800,000円</u></p>
(5) 岩盤タンク 検査	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が 40 万 k ℓ 未満の屋外タンク貯蔵所</p>	<p><u>9,320,000円</u></p>
	<p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 40 万 k ℓ 以上 50 万 k ℓ 未満の屋外タンク貯蔵所</p>	<p><u>12,600,000円</u></p>
	<p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 50 万 k ℓ 以上の屋外タンク貯蔵所</p>	<p><u>17,300,000円</u></p>
(略)		
17 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査		
(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が 1 千 k ℓ 以上 5 千 k ℓ 未満のもの</p>	<p><u>320,000円</u></p>
	<p>イ 危険物の貯蔵最大数量が 5 千 k ℓ 以上 1 万 k ℓ 未満のもの</p>	<p><u>460,000円</u></p>
	<p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万 k ℓ 以上 5 万 k ℓ 未満のもの</p>	<p><u>750,000円</u></p>
	<p>エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万 k ℓ 以上 10 万 k ℓ 未満のもの</p>	<p><u>1,020,000円</u></p>
	<p>オ 危険物の貯蔵最大数量が 10 万 k ℓ 以上 20 万 k ℓ 未満のもの</p>	<p><u>1,300,000円</u></p>
	<p>カ 危険物の貯蔵最大数量が 20 万 k ℓ 以上 30 万 k ℓ 未満のもの</p>	<p><u>3,150,000円</u></p>
	<p>キ 危険物の貯蔵最大数量が 30 万 k ℓ 以上 40 万 k ℓ 未満のもの</p>	<p><u>3,870,000円</u></p>

	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 以上のもの	<u>4,460,000</u> 円
(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千k <sub>l</sub> 以上40万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>2,690,000</u> 円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 以上50万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>3,230,000</u> 円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k <sub>l</sub> 以上のもの	<u>4,830,000</u> 円
(3) (略)		
備考 (略)		

改正前		
別表第1 (第2条関係)		
区分		金額
(略)		
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		
(1)から(2)まで (略)		
(3) 準特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		<u>530,000</u> 円
(4) 特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第20条の4	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千k <sub>l</sub> 以上5千k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>830,000</u> 円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千k <sub>l</sub> 以上1万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>1,010,000</u> 円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k <sub>l</sub> 以上5万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>1,120,000</u> 円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k <sub>l</sub> 以上10万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>1,420,000</u> 円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k <sub>l</sub> 以上20万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>1,660,000</u> 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が20		<u>3,880,000</u> 円

<p>第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外タンク貯蔵所（この項の(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p>	万k <sub>l</sub> 以上30万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>00円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k <sub>l</sub> 以上40万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>5,100,000円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 以上のもの	<u>6,290,000円</u>
		<u>00円</u>
(5) 浮き屋根	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千	<u>1,130,000円</u>

式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	k ℓ 以上 5 千 k ℓ 未満のもの	<u>0 0 円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が 5 千 k ℓ 以上 1 万 k ℓ 未満のもの	<u>1, 3 4 0, 0 0 円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万 k ℓ 以上 5 万 k ℓ 未満のもの	<u>1, 5 0 0, 0 0 円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万 k ℓ 以上 1 0 万 k ℓ 未満のもの	<u>1, 8 3 0, 0 0 円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が 1 0 万 k ℓ 以上 2 0 万 k ℓ 未満のもの	<u>2, 1 4 0, 0 0 円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が 2 0 万 k ℓ 以上 3 0 万 k ℓ 未満のもの	<u>4, 3 5 0, 0 0 円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が 3 0 万 k ℓ 以上 4 0 万 k ℓ 未満のもの	<u>5, 5 7 0, 0 0 円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が 4 0 万 k ℓ 以上のもの	<u>6, 7 7 0, 0 0 円</u>
(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が 4 0 万 k ℓ 未満のもの	<u>5, 7 5 0, 0 0 円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が 4 0 万 k ℓ 以上 5 0 万 k ℓ 未満のもの	<u>7, 2 5 0, 0 0 円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 5 0 万 k ℓ 以上のもの	<u>1 0, 7 0 0, 0 0 円</u>
(7) から (12) まで (略)		
(略)		
1 5 法第 1 1 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査		
(1) から (2) まで (略)		
(3) 基礎・地盤検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が 1 千 k ℓ 以上 5 千 k ℓ 未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4 1 0, 0 0 0 円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が 5 千	<u>5 4 0, 0 0 0 円</u>



	k ℓ 以上 1 万 k ℓ 未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>0 円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万 k ℓ 以上 5 万 k ℓ 未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>7 0 0 , 0 0</u> <u>0 円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万 k ℓ 以上 1 0 万 k ℓ 未満の特定屋 外タンク貯蔵所	<u>9 2 0 , 0 0</u> <u>0 円</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が 1 0 万 k ℓ 以上 2 0 万 k ℓ 未満の特定 屋外タンク貯蔵所	<u>1 , 0 4 0 , 0</u> <u>0 0 円</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が 2 0 万 k ℓ 以上 3 0 万 k ℓ 未満の特定 屋外タンク貯蔵所	<u>1 , 6 0 0 , 0</u> <u>0 0 円</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が 3 0 万 k ℓ 以上 4 0 万 k ℓ 未満の特定 屋外タンク貯蔵所	<u>1 , 8 2 0 , 0</u> <u>0 0 円</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が 4 0 万 k ℓ 以上の特定屋外タンク貯蔵 所	<u>2 , 0 3 0 , 0</u> <u>0 0 円</u>
(4) 溶接部検 査	ア 危険物の貯蔵最大数量が 1 千 k ℓ 以上 5 千 k ℓ 未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>4 9 0 , 0 0</u> <u>0 円</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が 5 千 k ℓ 以上 1 万 k ℓ 未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>6 3 0 , 0 0</u> <u>0 円</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 1 万 k ℓ 以上 5 万 k ℓ 未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>9 9 0 , 0 0</u> <u>0 円</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が 5 万 k ℓ 以上 1 0 万 k ℓ 未満の特定屋	<u>1 , 3 1 0 , 0</u> <u>0 0 円</u>

	外タンク貯蔵所	
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k <sub>l</sub> 以上20万k <sub>l</sub> 未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,720,000</u> 円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k <sub>l</sub> 以上30万k <sub>l</sub> 未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,320,000</u> 円
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k <sub>l</sub> 以上40万k <sub>l</sub> 未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,060,000</u> 円
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,650,000</u> 円
(5) 岩盤タンク検査	ア 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 未満の屋外タンク貯蔵所	<u>9,100,000</u> 円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 以上50万k <sub>l</sub> 未満の屋外タンク貯蔵所	<u>12,400,000</u> 円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k <sub>l</sub> 以上の屋外タンク貯蔵所	<u>17,000,000</u> 円
(略)		
17 法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査		
(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千k <sub>l</sub> 以上5千k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>310,000</u> 円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千k <sub>l</sub> 以上1万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>430,000</u> 円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k <sub>l</sub> 以上5万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>720,000</u> 円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k <sub>l</sub> 以上10万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>960,000</u> 円

	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k <sub>l</sub> 以上20万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>1,210,000</u> 円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k <sub>l</sub> 以上30万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>2,950,000</u> 円
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k <sub>l</sub> 以上40万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>3,620,000</u> 円
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 以上のもの	<u>4,170,000</u> 円
(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千k <sub>l</sub> 以上40万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>2,660,000</u> 円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が40万k <sub>l</sub> 以上50万k <sub>l</sub> 未満のもの	<u>3,190,000</u> 円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万k <sub>l</sub> 以上のもの	<u>4,790,000</u> 円
(3) (略)		
備考 (略)		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(消防本部予防保安課)